

利用定員の設定および変更について

「認可定員」とは

教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）の認可を兵庫県から受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員のことをいいます。

「利用定員」とは

認可を受けた教育・保育施設のうち、市が定めた運営に関する基準によって教育及び保育を提供する施設・事業者であるかどうかを「確認」する際に、認可定員の範囲内で設定する定員のことをいいます。

令和6年4月1日付け認可（予定）に伴う利用定員の設定および変更（案）

（単位：人）

施設・事業所名等			利用定員数 ※（ ）は増減予定数		
公私	施設類型	名称	1号 認定	2、3号 認定	合計
公	保育所	荒井保育園 ※廃園	0 (0)	0 (△110)	0 (△110)
公	認定こども園	(仮称) 荒井こども園 ※新設	10 (10)	90 (90)	100 (100)
利用定員増減予定合計			10	△20	△10

※（仮称）荒井こども園は「幼保連携型認定こども園」となります。